

平成28年度 地域維持型建設共同企業体(地域維持型JV)の要件について

項 目		取 扱 い	備 考
対象工事		市道維持補修工事(舗装の打換え、側溝補修等)	
共同企業体方式		出資比率型(甲型)	
構成員要件	許可	発注する工事に対応する業種について、競争入札参加資格者の認定を受けていること	
	所在地	施工場所の区に本店を有する者	平成28年度は中央区のみ
	技術者要件	<ul style="list-style-type: none"> 全ての構成員は主任技術者を配置すること。ただし、下請契約の額が3,000万円以上となる場合、代表者は監理技術者を配置しなければならない。 代表者が配置する技術者は専任でなければならない。 地域維持型JVの技術者専任緩和措置として、代表者以外の構成員が配置する技術者の専任は求めない。 	現場代理人は現行制度のとおり
地域維持型JV要件	構成員数	3～5社	
	出資比率	各構成員の出資比率が、均等割りの10分の6以上となること (3社の場合：20%以上、4社の場合：15%以上、5社の場合：12%以上)	
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> 出資割合が構成員の中で最大の者であること 「土木一式」の総合点数が最大の者であること 「土木一式」の格付けがAランク又はBランクの構成員であること 	
	組合せ	<ul style="list-style-type: none"> 「土木一式」の格付けがAランクの構成員は1社以下であること 「土木一式」の格付けがCランク又はDランクの構成員を1社以上含むこと 	
存続期間	契約の相手方	契約の履行後3か月を経過する日まで	
	上記以外	上記契約が締結された日に解散	
登録		<ul style="list-style-type: none"> 1つの案件に対して2以上の地域維持型JVの構成員となることは不可 手持ち件数は1件(通常の手持ち制限には含まない) 	